

I 沿 革

1 田村第の位置

平城京左京四条二坊の東半部は岸俊男氏の研究によって、藤原仲麻呂の邸宅「田村第」に比定されている。¹
仲麻呂は政争の激しかった奈良時代を代表する貴族の一人である。慶雲3年(706)に藤原武智麻呂の次男として生れ、藤原広嗣の乱後に政界に登場した。孝謙天皇が即位した天平感宝元年(749)頃から、光明皇太後の後楯のもとに実権を握り、以後、紫微内相・太保(右大臣)・太師(左大臣)を歴任し、政界の首座に君臨した。しかしその後、光明皇太後の死・孝謙上皇との対立などから、反仲麻呂勢力との争いが表面化し、天平宝字8年(764)に反乱を起したが敗北し、非業の最後を遂げた。

仲麻呂の邸宅については、天平勝宝4年(752)4月の大仏開眼の日に孝謙天皇が仲麻呂の田村第に還御した、と『続日本紀』にあるほか、しばしば「田村第」という名称が登場する。また天皇や皇太子が一時期居留したためか「田村宮」という呼称もみえる。さらに仲麻呂失脚後の宝龜年間以降にも「田村旧宮」「田村後宮」とある。

田村第の所在地を左京四条二坊の九～十六坪とした岸氏の論拠は次の通りである。

A. 田村川という地名がある。これは地籍図では、東が佐保川の旧堤防、西が菰川、北は三条大路にはさまれた地であり、平城京の条坊に載せると、ほぼ左京四条二坊の九・十・十五・十六の四坪を占める。

B. 『東大寺要録』巻六の長徳4年(998)の「諸国諸庄田地注文定」に東大寺領の一つとして次の記載がある。

平城田村地二町四段二百卅八歩

四条二坊十二坪一町二段百廿四歩

五条二坊九坪一町二段百廿四歩

ここでは左右京のいずれとも記していないが、左京とすればAの「田村川」に近接した場所を「田村地」と呼んでいたことになる。

C. 『延喜二年十二月廿八日太政官符案』(⑩)にも東大

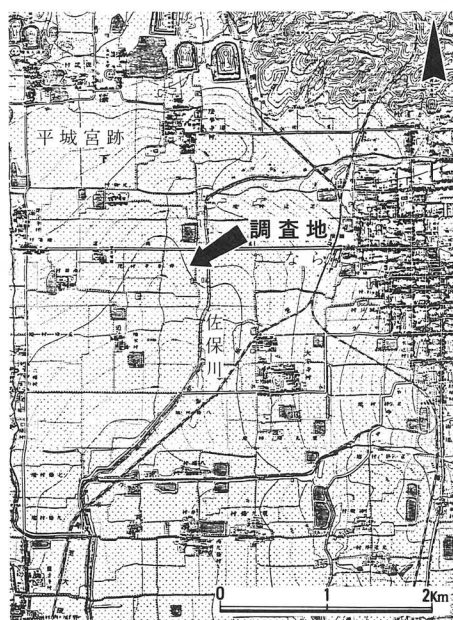


fig. 1 調査地位置図
1885年測量、1898年修正発行
仮製2万分の1地形図を使用

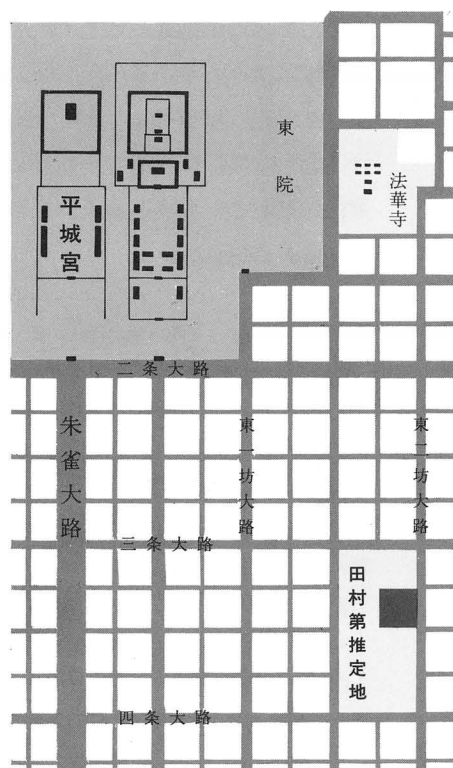


fig. 2 左京四条二坊十五坪位置図

寺領「田村所」の位置を記す。これは『東大寺要録』の記載と一致し、さらに詳しい。

一同京田村所 地貳坊

一坊左京四条二坊地一町二段百廿四歩

四至 東は小道を限る 南は大道並びに同寺園を限る
西は小道を限る 北は小道並びに田村宮を限る

一坊同京五条二坊地一町二段百廿四歩

四至 東は小道を限る 北は大道並びに同寺宮宅を限る

つまり、東大寺領「田村所」の北に接する左京四条二坊十一坪に「田村宮」があった。また十二坪を「宮宅」とも書いているので、田村宮は十一・十二両坪に及んでいたと推定できる。この地が東大寺に施入されたのは、同じ文書に並記する左京五条六坊の地と同じ時と考えられるが、五条六坊の地は他に関連史料があり、聖武太上天皇崩御の直後にあたる天平勝宝8歳(756)5月25日に施入されたことがわかる。

D. 宝亀8年(777)9月に死去した藤原良継の薨伝⁽¹⁵⁾には、仲麻呂の邸宅が「楊梅宮」の南に位置するとある。楊梅宮は法華寺西南方の楊梅天神付近と推定できるから、楊梅宮と田村の地とは左京三条二坊の地をへだててちょうど南北の位置関係となる。

このうち、A・B・Dはすでに足立康氏が指摘していたが、Cを新たに加えたことで岸説は有力な説となった。しかし問題点も存するので、次にあげよう。

a. 左京四条二坊の九・十・十五・十六の四坪を田村第の範囲に入れるのは、直接的には地籍図にみえる字名「田村川」からの推定である。b. 『東大寺要録』・『延喜2年官符案』ともに「田村地」「田村所」の範囲として五条二坊九坪を含めるが、岸氏はこの坪を特に説明せずに田村第から除外した。c. 年代の推移とともに田村第の範囲がどのように変化したかという点を論述していない。d. 田村第と田村宮との関係が明確でない。

田村第関係史料(抄)

『万葉集』

①天平勝宝2年～4年(750～752)頃

大納言藤原の家にして入唐使等に餞する宴の日の
歌一首(即ち主人の卿作れり)

天雲の去き還りなむもの故に思ひそわがする
別れ悲しみ (巻19、4242)

『続日本紀』

②天平勝宝4年(752)4月9日

廬舎那大仏像なりて、始めて開眼す。……是の夕
天皇、大納言藤原朝臣仲麻呂の田村第に還御し、
以て御在所となす。

③天平宝字元年(757)4月4日

(大炊王立太子)……是より先、大納言仲麻呂、
大炊王を招きて田村第に居しむ。是の日、内舎人

藤原朝臣薩雄、中衛廿人を遣して、大炊王を迎へ、
立てて皇太子となす。

④天平宝字元年(757)5月4日

天皇、田村宮に移御す。大宮を改修せんが為なり。

⑤天平宝字元年(757)6月28日

……語は田村記に具なり。是に至りて、從四位上
山背王また告ぐ。橘奈良麻呂、兵器を備て田村宮
を囲むことを謀る。

⑥天平宝字元年(757)7月2日

是の日の夕、中衛舍人從八位上上道臣斐太都、内
相に告げて云く……斐太都また問ひて云く、衆の
謀る所は若為とするやと、東人答て云く、謀る所
は二あり、一は精兵四百を駈率して田村宮を囲ま
むとす。……

⑦天平宝字元年(757)7月4日

以上のうち、ここではcとdについて若干検討してみよう。

cについては、「田村地」が天平勝宝8歳に東大寺に施入されたという点を認めれば、以後の田村第はそこを除外して考える必要が生じる。そこで岸氏は天平勝宝8歳以前のこ
ととして、田村第を左京四条二坊の東半分と推定したのであるが、八町という広さが当時
大納言にすぎなかった仲麻呂の邸宅としてふさわしい広さなのかどうか。また彼が極官に
登りつめた天平宝字末年にその一角が田村第でなくなっていることが宅地の縮小を意味す
るのか、といった疑問が生じる。平城京における宅地班給の基準や、位階の昇進に伴う宅
地の変化等については十分には明らかになっていないが、田村第についても岸氏の推定地
を中心としながら、その範囲が変動した可能性を考慮する必要があるだろう。

dについては、「田村宮」という表記は2つの史料にある。その1は『統紀』で、天平
宝字元年(757)条にのみある(④~⑥)。もう1例はさきにあげた『延喜2年太政官符
案』である。岸氏は前者については大炊王が立太子後も田村第に居住していたので「宮」
と呼ばれ、後者については天平勝宝8歳以前のことであるから孝謙天皇が一時移御したた
め、とされる。しかし、皇太子が田村第に居つづけたという点は問題が残る。たしかに大
炊王は立太子以前に田村第に住んでおり、立太子後の天平宝字元年7月にもそこにいたこ
とは間違いないが、同年4月4日条(③)及び淳仁即位前紀(⑧)によれば、彼は立太子
の際に田村第より「迎え」られて皇太子となったのであり、その段階で宮内に入ったとも
考えられる。元年7月に田村第に居たことは、立太子の儀式のみ宮中で行い、再び田村第
に戻ったと考えなくとも、5月4日に大宮改修のために天皇と共に居を移していたと解す
ればよい。田村宮に関しては、天平勝宝4年4月条(②)に天皇の「還御」があり「御在
所」になったこと、及び宝字元年5月条(④)にも「移御」とみえることに注目したい。
これらは一時的に立寄る行幸とは区別され、ある一定の期間そこに天皇が居留したことを

- 詔して、更に中納言藤原朝臣永手等を遣して、東 して内裏の女楽並びに綿一万屯を賜ふ。
人等を窮問せしむ。歎して云く、……橘奈良麻呂、⑩天平宝字4年(760)正月2日
大伴古麻呂、多治比賀養……誓ひて云く。将に七 太保の第に幸す。節部省の純綿を以て、五位已
月二日の闇頭を以て兵を發し、内相宅を囲み殺劫 上及び従官主典已上に賜ふこと各の差あり。
し、即ち大殿を囲み皇太子を退けむ。次に皇太后 ⑪天平宝字4年(760)正月5日
宮を傾け鈴璽を取り、即ち右大臣を召して将に号 是の日、高野天皇及び帝、太師の第に幸す。……
令せしめむ。……また角足逆賊と謀て、田村宮の ⑫天平宝字7年(763)2月4日
図を造て、指し授けて道に入る。 太師藤原惠美朝臣押勝、宴を高麗の客に設く。詔
⑧天平宝字2年(758)8月1日(淳仁天皇即位前紀) し、使を遣して、賜ふに雑色の袷衣卅櫃を以てす。
……是より先、大納言藤原仲麻呂、大炊王に妻す ⑬宝龜6年(775)3月26日
るに亡男真從が婦、栗田諸姉を以てし、私第に居 田村の旧宮に置酒す。群臣觴を奉て、寿を上る。
せしむ。四月四日乙巳、遂に大炊王を仲麻呂が田 ⑭宝龜8年(777)3月1日
村第より迎て立て、皇太子と為す。時に年廿五。 田村の旧宮に置酒す。禄を賜ふこと差あり。
⑨天平宝字3年(759)正月27日 ⑮宝龜8年(777)9月18日
太保藤原惠美朝臣押勝、蕃客を田村第に宴す。勅 内大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼薨す。……太保

示すと考ええる。そうすると、田村第は皇太子大炊王の宮ではなく、二度にわたり天皇の仮住いの場となったがゆえに「田村宮」と呼ばれたという解釈が可能となる。但し、この考えは複雑な成立事情をもつ『続紀』でも特に問題とされている天平宝字元年⁴の巻にのみ、「田村宮」の表記があるという史料上の問題もあり、今後の検討課題としておく。

以上、細かい点で問題はあるが、大枠としての岸説は承認しうるので、左京四条二坊の東半部が田村第の有力な候補地であることは動かない。そこで次に、仲麻呂の邸宅の中にもどのような施設・組織が存在し、何が行われていたのかを考えよう。

まず仲麻呂家の家政機関についてみよう。律令国家は、家令・資人などの人々を官職に応じ公的に充当していた（tab. 2）。仲麻呂の場合、正三位大納言であった天平勝宝元年（749）に家令3人・資人180人が与えられ、晩年の天平宝字6年（762）には位分資人100人・職分資人300人・帯刀資人100人の計500人と家令6人の大所帯になっており、家令・資人以外の私的な従者も含めれば田村第の中には相当な数の人々がいたはずである。

田村第には、仲麻呂とその家族が起居する家屋のほか、家令や資人らの勤務する場や厨・倉・雑舎などが当然あったであろう。むしろ注意すべき点は、田村第が一時期「天皇の宮」となったのであるから、それ相応の建物があつた事であろう。事実、『続紀』には「内相宅」とは別に「大殿」なる建物の存在が記され、また藤原良継の薨伝の記載が事実とすれば、東西に楼をかまえ、南面の門は櫓となっていたことになる。『営繕令』の規定には「私の第宅は皆な樓閣を起て、人家を臨視することを得ざれ」とあるので、これらの樓閣は、一般の貴族の邸宅にはない田村第特有の施設と考えられ重要である。

また、田村第では、何度か宴を設けていた（①⑨⑩）。特に⑨⑩については国家の外交としての宴と考えられ、詔勅により天皇から下賜があるなど、公的な色彩が強いといえる。したがって、そうした公的な宴を設ける殿舎や庭園も存在したであろう。その他には写経

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 押勝、宅を楊梅宮の南に起し、東西に楼を構へ、 | ⑩『延喜二年十二月廿八日太政官符案』 |
| 高く内裏に臨む。南面の門、便ち以て櫓となし、 | 太政官符 大和国司 |
| 人士目を側めて梢不臣の譏あり。 | 應令東大寺領掌園地事 在添上郡 |
| ⑪延暦元年（782）11月19日 | 一平城左京五条六坊 葛木寺以東 |
| 田村の後宮の今木大神を従四位上に叙す。 | 地四坊 坊別一町二段百廿四步 |
| ⑫延暦3年（784）閏9月17日 | 四至 東限道 西限小道 葛木寺 |
| 天皇、右大臣の田村第に幸して宴飲す。…… | 南限大道 北限小道并大安寺園 |
| 『正倉院文書』 | 一同京田村所 |
| ⑬検仲麻呂田村家物使請経文 | 地式坊 |
| 検仲麻呂田村家物使 | 一坊左京四条二坊地一町二段百廿四步 |
| 合経三百五十八卷 | 四至 東限小道 南限大道并同寺園 |
| 右、依大臣禪師今月六日宣、附散位正八 | 西限小道 北限小道并田村宮 |
| 位上上村主馬養、令奉請於東大寺如件、 | 一坊同京五条二坊地一町二段百廿四步 |
| 天平神護元年五月九日 | 四至 東限小道 北限大道并同寺宮宅 |
| 内暨従八位上勲七等葦屋倉人嶋麿 | 右、得彼寺牒備、件園地等是、勝宝感神聖武皇 |
| | 帝供養三宝料、永限日月所被施入也、（以下略） |

事業がある。正倉院には仲麻呂家が造東大寺司に対して、写経のための経典を借り受けた際の文書が多数存在する。時期は天平勝宝元年頃からみられ、仲麻呂没後の天平神護元年(765)には「検仲麻呂田村家物使」なる使者がつかわされ300巻余の経典を探し出しているから、継続的に写経を行っていた。

仲麻呂の乱以後の史料(⑬~⑰)には、宝龜6年(775)3月と同8年3月に「田村の旧宮に置酒」とある。反乱後に仲麻呂の邸宅が没官になったかどうか確認できないが、少くともその一部は「田村旧宮」として存続し、宴を設けることができたのであろう。延暦元年(782)には「田村後宮」とあるが、同3年には「右大臣の田村第」という表記になる。この時の右大臣は仲麻呂の弟・乙麻呂の子で藤原是公である。是公が仲麻呂の甥であることや、その邸宅でも田村旧宮と同様に天皇が行幸して宴を設けていること等からみて、仲麻呂の田村第⇨田村旧宮・後宮⇨是公の田村第は一連のものと考えてよからう。

平城宮の東南隅を南流する南北溝から「田村家□人等□食合四升⁵ □□〔許曾倍カ〕豊川⁶ □〔葛カ〕井真万呂」という木簡が出土しているが、遺構の年代から考えて光仁朝以後のもの⁷と推定され、「□人」を「資人」と考えると、この田村家は是公家の可能性が高い。ほかに田村第・仲麻呂関係の木簡を補足すれば、小型の付札に「田村」⁶と記したもの、仲麻呂の乱後の措置をうかがわせる「□依仲麻呂支儻除□」⁷という削屑2点などが、平城宮内から出土している(fig. 3)。

- 1 岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」『続日本紀研究』3の6 1956 のち『日本古代政治史研究』に再掲。
- 2 足立康「田村宮と楊梅宮」『史蹟名勝天念記念物』12の11 1937
- 3 この移御の原因になった大宮改作を、八木充氏は、聖武の死穢を避けるためと解されている。なお、氏は皇太子大炊王が田村第に居住したとの立場をとる。八木充『古代日本の都』(講談社現代新書)1974
- 4 井上薫「続日本紀」『国史大系書目解題』上 1971
- 5 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』3 1981 3534号
- 6 奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』2 1975 2589号
- 7 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』4 1967

藤原京の宅地		難波京の宅地	
従二位	4 町	三位以上	1町以下
従四位下以上	2 町	五位以上	½町以下
正五位上以上	1 町	六位以上	¼町以下
正六位上以下	1町~¼町		

tab. 1 藤原京・難波京の宅地班給基準

	家令	位分資人		職分資人
一位	6	100	太政大臣	300
二位	4	80	左・右大臣	200
正三位	3	60	大納言	100
従三位	2	60		
正四位		40		
従四位		35		
正五位		25		
従五位		20		

tab. 2 令が規定する家令・資人の定員

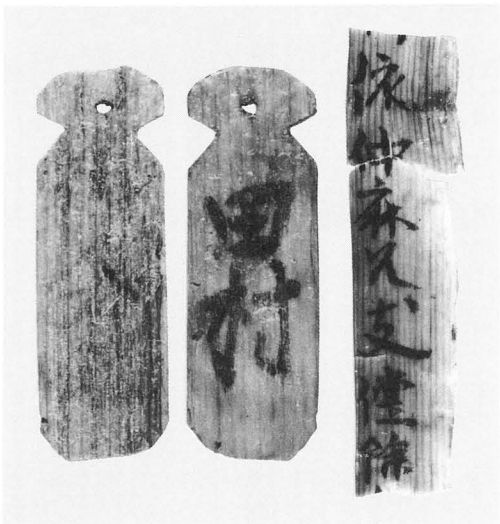


fig. 3 田村第・藤原仲麻呂関係木簡

2 田村第と田村宮

先に見た藤原良継の薨伝は、楊梅宮南の東西楼と南面の櫓を述べた後に、「人士目をそばめて梢不臣の譏あり」と語っている。『堂繕令』には「凡そ、私の第宅は皆な樓閣を起て、人家を臨視することを得ざれ」（私第宅条）とあり、先の記事は、樓閣が本来、臣下の起てうる建物でないこと、さらに内裏を臨視したことをあげつらい、仲麻呂の身をわきまえぬ行いを非難しているのである。この記事は、彼の処刑後に編纂されたもので、生前、彼に非難が集中したかどうかは明らかでない。しかしこの藤原良継を含め、二度も反仲麻呂クーデターが発覚したことを見れば、当時も秘かに非難はされていたのであろう。ではなぜ、仲麻呂は田村第に、臣下の域を超える建物を営んだのであろうか。一般には並ぶことの無い権勢の故と説くことが多い。しかし、権勢は野望を正当化する要件ではあっても目的ではなく、仲麻呂の行動に対する根本的な答とはなっていない。仲麻呂は彼なりの理念に基いて行動しているのであり、この問題を解く鍵のひとつは田村第関係の記事に隠されていると考える。「田村第」の名は天平勝宝4年(752)4月9日の大仏開眼の夕に、聖武帝を迎えた記事が初見で、奈良末まで4回見える。この「田村第」とともに「田村宮」の名も現れるが、両者は使い分けられているように思う。「田村宮」は、同処に居住していた女婿の大炊王(のちの淳仁帝)が立太子した天平宝字元年(757)4月4日以降の記事に現れ、即位後は平城宮に移ったためか見えず、廃帝後の宝龜6年・8年に至って「田村旧(故)宮」として見える(史料)。つまり「田村宮」の名は、皇太子大炊王に関連して現われるのだから、前節にみた問題はあるが、ここでは「田村宮」即ち皇太子の宮とみなして、先に進もう。「田村第」と「田村宮」の関係について、岸説は「延喜二年太政官符案」

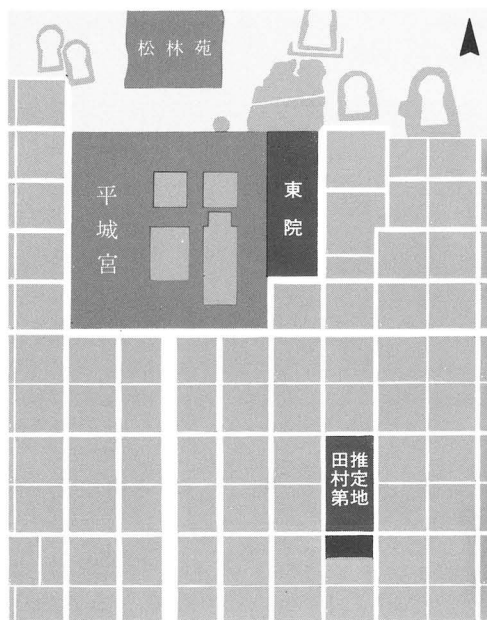


fig. 4 田村第推定地位位置図

などから、「田村第」の一面に「田村宮」を想定されている。たしかに、天平宝字元年(757)7月に発覚した橘奈良麻呂事件の青写真では、奈良麻呂等は「内相宅を囲み」仲麻呂を殺害したのち、「大殿を囲んで皇太子を退けむ」とした(『続紀』)とあり、仲麻呂と皇太子の居住空間は別ブロックにあったようだ。この叛乱事件は「皇子及内相」を殺さんとしたものであるにも拘らず、それを伝える記事は「田村宮」で統一されており、さらに「田村宮之図」という表現もみえる。従ってこの「田村宮」は「田村第」全体を指す語とみななければなるまい。つまり皇太子が実際に占有していた空間は「田村第」の一部であるが——これは宮でも宅地でも構造上当然のこ

とである——彼が居住した当時「田村第」は「田村宮」と同義に解されていたのであろう。「田村宮」が皇太子の宮であるなら、「東西に樓を構え、南面の門を櫓となす」ことは、特に怪しむことではないと思うのである。

問題を解くもうひとつの鍵は、仲麻呂の唐制模倣の姿勢にあるのではないか。藤原仲麻呂の諸政策の多くに、唐制模倣が表われていることは、先学の説くところである。たとえば、従来、二字であった年号を天平神護・天平宝字といった4字年号としたこと、太政官を乾政官、紫微中台（坤宮官）などに改めた官号改正（宝字2年8月）、常平倉・平準署の設置（宝字3年5月）、など、唐の則天武后や玄宗皇帝の施策に先例を求めうる政策が少なくない¹。地上のモニュメントにおいても同じ嗜好が発揮されたい。8世紀中葉・平城宮第一次大極殿地区に、唐長安城の大明宮麟德殿を模した巨大な殿舎が成立するが、これを仲麻呂の主導によることとする解釈も最近提示されている²。

唐長安城には、この大明宮のほかに、太極宮と興慶宮があった（fig. 5）。これらはその位置関係から、西内（太極宮）、東内（大明宮）、南内（興慶宮）と呼ばれた。興慶宮は玄宗皇帝の営んだ宮城で、長安宮の東南の方向にあり、東は京城の東外郭城に接している。もと隆慶坊（里）と呼ばれたところで、皇太子玄宗が他の王子とともに住んだので五王子宅と呼ばれた。開元2年（714）7月29日玄宗の即位とともに、ここを宮城とし、名も興慶宮と改めた（『唐会要』巻30）。名を改めたのは、玄宗の名（隆基）を避けたためだという。『大唐六典』巻30では、開元の初め、離宮にされたとある。開元14年（726）には、隣接する永嘉坊（北）と勝業坊（西）の半ばをとり入れ、興慶宮を拡張。朝堂を作り、大明宮から東の夾城の複道を通り、通化門のところから宮に通ずるようにした。開元16年（728）正月3日、玄宗は興慶宮で政治をとることになった。同24年（736）12月3日、東市の東北角と道政坊の西北隅を削って再度興慶宮を拡張（『唐会要』巻30）した。『唐会要』にはこの後も4回の改修記事がみえる。

興慶宮には、龍池と呼ぶ大きな池を中心に、樓や多くの殿舎・門があった。（『唐兩京条坊攷』）。興慶宮の図は数葉が伝えられており、ごく一部の発掘だがその結果比較的状况に合うとされた「陝西通志」の図をみると、宮城内は小城によって9ブロックに分けられている。興慶宮で特に重要なのは、その規模や使われ方からみて、花萼相輝樓と勤政務本樓で、前者は宮城西南に、後者はその南に開元8年（720）に営まれた。花萼相輝樓の名は

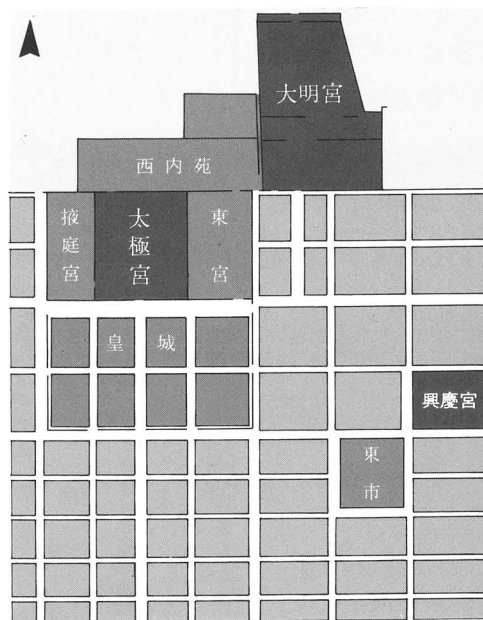


fig. 5 長安城興慶宮位置図

『詩経』の一節からとられたもので、玄宗と4人の王たちの兄弟愛の象徴。勤政務本樓は政治に勤しむ意図で作られ名づけられ、玄宗はここで政務をみ、公式行事や宴会も行った。二つの樓は街路に直面し、玄宗が直接民衆にこたえることができたという⁴。

仲麻呂が、大炊王を私第に住まわせ、立太子後も引き続き居住させたこと、そこが「宮」と呼ばれたこと、東西の樓と櫓を構えたこと、などは、この玄宗と興慶宮の故事を意識しているのではなからうか。玄宗と興慶宮に関する知識は、遣唐使によって時を経ずにもたらされたことだろう。遣唐使は、彼の在世中に4度あり、政府の要職に就いてからでも天平5年(733)4月の多治比広成、天平勝宝4年(752)閏3月の藤原清河、天平宝字3年(759)2月の高元度の3回を数える。ことに天平勝宝4年の第10回遣使には彼自身の子息(嗣雄)が留学生として一向に加わっている。それ故、後は唐土に関する情報を詳細に知ることができた筈であるし、彼の施策の一部が玄宗皇帝のそれと共通することは、すでに指摘されたことである。

仲麻呂が田村第を、唐の興慶宮になぞらえたとなると、田村第が岸説で8町と、他の大臣の宅地の倍を占める理由も解釈できよう。先に指摘したように、岸説では『延喜二年太政官符案』にみえる東大寺領のうち、四条大路以南の地を、何故か、田村第推定地から除外されたが、仮にこれらも田村第に含まれるとすると、田村第の範囲は10町となる。これは、平城宮の東宮の在所とされる「東院地区」の面積12町に近い面積である。こうした点を考えてくると、田村第の位置が左京四条二坊と、平城宮の東南方向にあることも、単なる偶然と、片づけることもできないのではないか(fig. 4)。仲麻呂の私第がもともと同所にあったのか、別の場所から移ってきたのか明らかではないが、この問題も上に述べた観点から再検討することも必要であろう。

なお、「田村第」の田村は、仲麻呂家を指す「田村記」、「田村家」としても見える。岸説では孝謙女帝の天平勝宝4年4月の大仏開眼会の夕、田村第での作歌と推定される歌

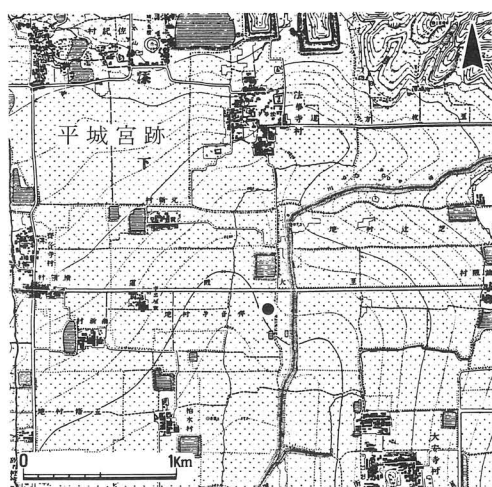


fig. 6 1887年の調査地周辺

に「この里」(巻19、4268)とあって「田村里」と呼ばれたこと、同じく『万葉集』の「大伴田村家大嬢贈妹坂上大嬢謠四首」の左注や、『新撰姓氏録』左京皇別下吉田連条にも「田村里」とあることをあげ、平城遷都前の地名に由来するとされている。或はこのことも先にみた、興慶宮の前身が「隆慶里(坊)」と呼ばれた故事と、何らかの関連があるのかも知れない。

- 1 岸俊男『藤原仲麻呂』1969
- 2 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告XI』1983
- 3 馬得志「唐長安興慶宮発掘記」『考古』1959年10期
- 4 平岡武夫『唐代の長安と洛陽』1956

3 左京四条二坊の現状

田村第推定地である平城京左京四条二坊の東半部および左京五条二坊の東半北辺部は、奈良市四条大路1丁目、字名では田村川・壹本木・一本木にあたる。この地は奈良盆地中央部を南流する佐保川および菰川にはさまれた沖積地である。坪の東辺部は佐保川の旧堤防で一段高くなっており、そこから西へ緩く傾斜する地形である。

この地は、1887年測量の陸地測量部仮製2万分の1地形図(fig. 6)では、十四坪の東北部に溜池(一本木池)があるほかは全域が水田である。同じく1908年地形図でも情況は変わらないが、左京五条二坊十五・十六坪には大きな溜池(大池)が作られている。平城京地域の開発は1960年代中頃から急速に進み、従来の農地が刻々と住宅や工場に変化していくが当地もその例にもれない。1962年の空中写真による奈良国立文化財研究所1000分の1地形図(fig. 8)では、九坪の東北部に家屋が出現している程度であり、条坊地割の痕跡をよく留めていた。しかし、1970年測量の奈良市都市計画図では、三条通り(旧平城京三条大路)に面した九・十坪に家屋が増えはじめ、十一～十四坪および十坪・十五坪の南半部が休耕田化している。この休耕田部分は田村第推定地の60%を占めるが、間もなく民間の建設会社に売却され、その後数年間でまったく未調査のまま巨大な住宅団地と化してしまった。ほぼ同時期に大池と菰川の間も同様の運命をたどった。1973年には東二坊大路および左京四条三坊の西辺部に相当する部分が、移転してきた奈良市立三笠中学校の敷地にとりこまれ、同年には左京四条二坊の西端部に国道24号線バイパスが開通する。1975年測量の国土地理院発行2万5千分の1地形図(fig. 7)を奈良市都市計画図と比較すれば、この間の変貌が明らかである。その後は国道24号線バイパス沿いに開発が進行し、左京四条二坊の西半部にも中小事務所建築や住宅などが建ち並びつつある(PL. 3)。

このように、田村第推定地の大半はすでに開発されており、水田・畑ないし更地の状態に残っている部分のごくわずかである。田村第推定地の南半部では、わずかに四条二坊十三坪の東辺部のみが三笠中学校の校庭に取り込まれて宅地化をまぬがれているにすぎず、左京五条二坊九・十六坪まで推定地に含めるとしても、十六坪の北辺部以外は宅地と大池が占めている。田村第推定地の北半部では、十坪の東北隅部・十五坪の北半部・十六坪の南半部と西北部が未開発地に残っており、南半部ほど壊滅的ではないが、開発されつくすのは時間の問題であろう(PL. 3)。

- ◀ fig. 6 は、1887年測量、1889年製図の陸地測量部仮製2万分の1地形図の一部を使用した。
- ▶ fig. 7 は、国土地理院1975年作成2万5千分の1地形図の一部を使用した。



fig. 7 1975年の調査地周辺

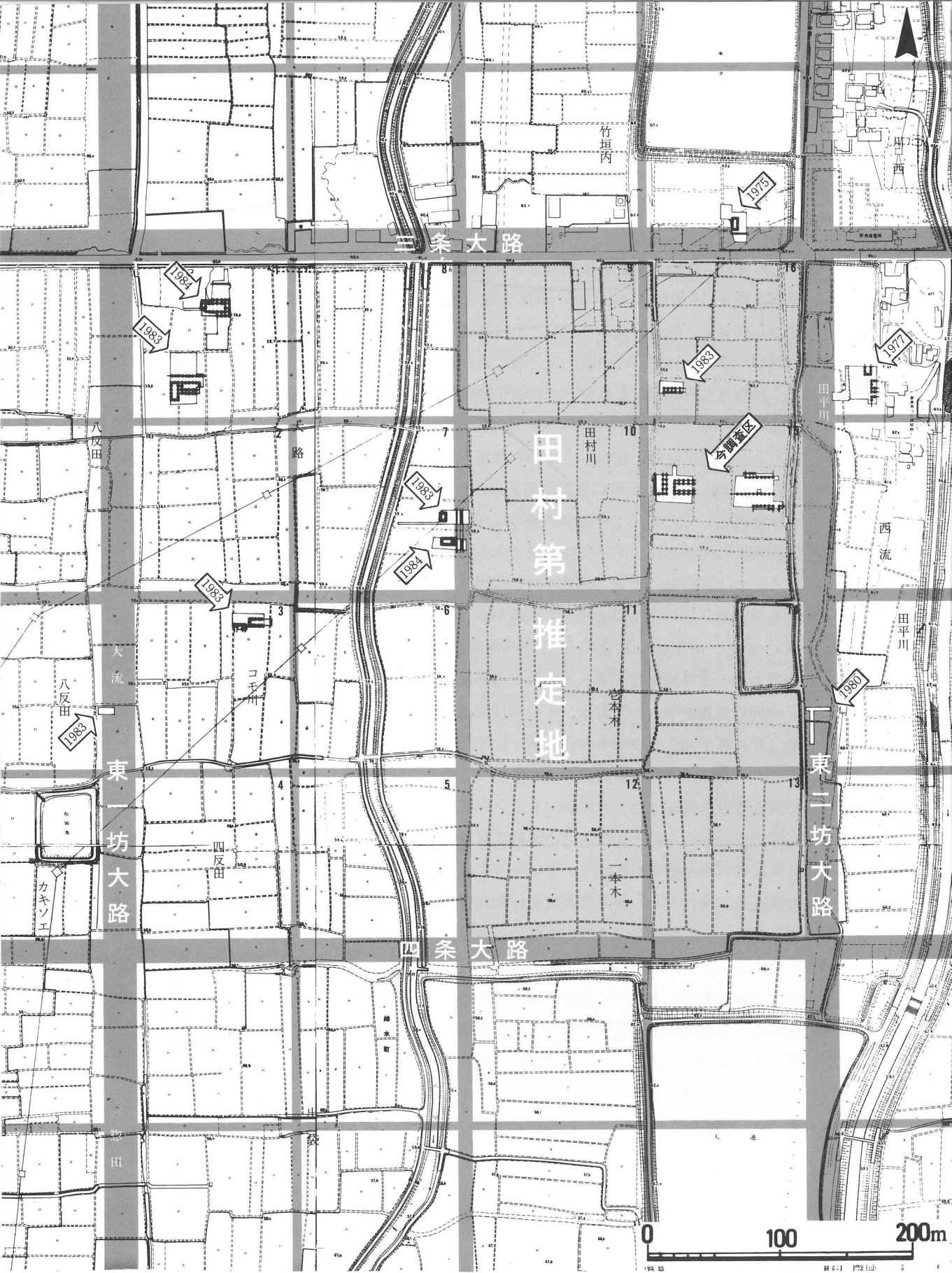


fig. 8 調査地周辺の地形と条坊 1:4,000

奈文研作製1/1,000地形図「北新」「田村」「柏木」「八島田」を使用。

地形地物は、1962年12月当時。小字名は『大和国条里復原図』No20による。